

小島小学校いじめ防止基本方針（R6）

【いじめ防止基本方針作成の目的】

・安全点検の評価及び反省 本校では、全職員がいじめの定義（平成25年10月11日文科科学大臣決定）を正しく理解し、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く関係ない児童はいない」という認識に立ち、教育目標の「かがやくえがお」～今日も楽しかった、明日も学校が楽しみと思える学校を創ろう～を目指し「いじめ防止基本方針」を策定した。

(いじめの定義)

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害生に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(いじめの重大事態)

(1) 調査を要する重大事態の例

① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。※土日を除いて7日間連続欠席が続く場合は市教委へ報告

③ その他の場合

- ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

(2) 重大事態の報告

- ・重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。
- ・学校→教育委員会→市長

(3) 調査を行う組織

- ・学校の「いじめ対策委員会」又は教育委員会の「いじめ問題調査チーム」において調査を行う。

【めざす児童像】

- ① 共生…こころ豊かでやさしい子
- ② 自立…しっかり最後まで課題に取り組む子
- ③ 創造…まなびを楽しみ創造する子

いじめ対策委員会

この委員会組織は、学校基本方針に沿った具体的な取組の計画・修整、相談・通報の情報共有、対応の協議を行うとともに、いじめの疑いに係る緊急会議を開催し、指導や支援・対応方針決定の役割を担う。

- 校長
- 教頭
- 教務主任
- 生活指導担当
- 学年主任
- 養護教諭
- 関係職員
- 特別支援C○

専門家・外部関係者

必要に応じてスクールカウンセラー、主任児童員、児童福祉施設関係者、学校評議員

父母と教師の会との連携

保護者として、子育てのあり方を検証し、学校や地域との活動に連携・協力する。

- 父母と教師の会役員
- 学校安全ネットワーク

関係機関との連携

学校や地域と一体となって、子ども達を育てるため活動に連携・協力する。

- 小島中学校区育成協議会
- 警察

児童会

いじめを「しない・させない・許さない」取組、違いや互いの良さを認め合う活動を進め、楽しい学校生活を築く。

- 児童会活動

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。 ※いじめ防止対策推進法より抜粋

(保護者の責務等) 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ問題への取組

いじめの防止

- いじめの問題の重大性を全職員で認識し、校内指導体制を確立する。
- お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導を大切にする。
- 道徳的実践力を培う道徳教育の充実を図る。
- 子どもの自己肯定感を高める教育活動（授業・学級経営）を行う。
- 学校・保護者・地域が一体となった取組を推進する。

いじめの早期発見

- 教職員による日常観察や情報交換から情報を共有し記録しておく。
- 定期的なアンケート（月1回）調査や個人面談を実施する。
- 児童や保護者の悩みを積極的に受け止める教育相談体制の整備を図る。
- 児童が発する危険信号（予兆）を見逃さず、的確に対応する。
- SC、コーディネーター、養護教諭や外部関係機関との連携を強化する。

いじめに対する措置

- 児童や保護者からいじめの報告があった場合、いじめられた児童の安全を確保する。
- 情報収集等を通じて事実関係の把握に努め「いじめ対策委員会」を通じた組織的な対応を行う。
- いじめられた児童及びその保護者への支援と心のケアをしっかりと行う。
- いじめた児童への指導とその保護者への助言と今後の対策を検討する。
- 市教委へ報告すると共に、連携機関との連絡調整を行う。

重大事態発生時の取組

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会にすぐに報告する。
- 教育委員会の指示の元、当該事案に対処する。
- 事実関係を明確にするための調査組織の編成を行い、加害者・被害者から情報を得る。

いじめが発生した場合の対応

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 児童や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせ、関係児童から状況を確認する。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある学校や教職員に報告し、組織で対応する。

担任・学年主任・生徒指導担当へ報告

→ 教頭・校長への報告
直ちに報告する

- 速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会

関係機関

- 「いじめ対策委員会」で関係児童からの聴き取りをもとに今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

被害児童生徒への継続した支援

- 被害児童を守り通すとともに、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- ※「学校教育相談の手引き」8、10ページ

加害児童生徒への継続した指導

- いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- 行為の背景や経緯を具体的な記録を報・連・相カードに残し指導する。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはでき

保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問を行う。事実関係・心情を正確に伝え、謝罪するとともに、今後の学校の対応・連携方法について説明、協議を行う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。

◎ いじめのチェックリスト

いじめられている子が出すサイン

○日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- 顔色が悪く、元気がない
- おどおど にたにたしている
- 遅刻・欠席が多くなる
- みんなの視線を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて併せないようにしている
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- とときどき涙ぐむときがある

○学習・休み時間

- 発言すると友達から冷やかさせる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が低下し、忘れ物が増える
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいることが多い

○給食時

- 食事の量が減ったり、食べなかったりすることもある
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる

○清掃時

- いつも雑巾がけの当番になっている
- 一人で離れてそうじをしている

○その他

- 持ち物や壁などに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休むことが多くなる
- ボタンが取れたり、ポケットが破れたりしている
- 怪我の状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金持ち、友達におごるなどする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 手や足に擦り傷やあざがある

いじめている子が出すサイン

- 買ってやった覚えのない品物を多く持っている
- お金の使い方が荒くなる
- 多くのストレスを抱えている
- 教職員の機嫌をとろうとする
- グループで行動し、他の子どもに指示する
- 活発に行動する子にきついことばを使う
- どうせ自分は家でも学校でも悪者扱いされている
- 教職員の指導を素直に聞けない
- 他の子どもに対して威嚇するような態度をとる
- 友達への電話なのに、命令的な口調で話す
- 友達を呼びすてにしたり、軽蔑した口調で話したりする

◎ 年間活動計画 ※週に1回 生活連絡会実施(教職員の共通理解の場)

※ アンケートを実施。気になる児童は面談。

月	活動内容	月	活動内容
4月	いじめ防止基本方針についての共通理解	10月	体験的活動の重視
5月	いじめ対策委員会での共通理解	11月	人権週間に向けた取組
6月	道徳教育の実践(生命尊重)	12月	アンケート調査を受けての個別面談
7月	アンケート調査を受けての個別面談	1月	3学期の目標設定・桃源祭
8月	調査結果についての現状報告	2月	希望の輪引継ぎ集会への取組
9月	2学期の目標設定	3月	学年末「アンケート調査」

◎ 様々な相談機関

相談機関	電話番号	相談機関	電話番号
長崎市子育てサポート課	825-5624	親子ホットライン	0120-72-5311
長崎いのちの電話	842-4343	子ども・家庭110番	844-1117
長崎市教育研究所教育相談	0120-556-275	子ども人権110番	0120-007-110
県子ども・女性・障害者支援センター	844-5132	子どもSOSダイヤル	189

